# 計画相談支援

## 福祉サービス利用までの流れ

### ① 区役所へ行って申請する

「どんなサービスが利用できるのかを相談したい。」
「ヘルパーなどのサービスを利用したい。」
そんな時は区役所へ行って相談・申請を行います。区障がい者基幹相談支援センターでも相談できます。申請する時は区役所に一緒に行きます。(一人で行っても大丈夫です。) 申請時に、利用する相談支援事業所を選びます。

**★申請に必要なもの**
**障害者手帳・印鑑（あれば）など、主治医の情報も必要です。病院にかかっていない場合は区役所で相談してください。**

### ② 障がい支援区分の認定

どのくらい支援が必要か訪問して聴き取り調査を行います。相談支援事業所は、調査に同席し、アドバイスできます。困っていることをキッチリ言いましょう。調査の結果と主治医意見書をもとに審査し、障がい支援区分が決まります。
支援区分によって利用できるサービスの種類や量が異なります。

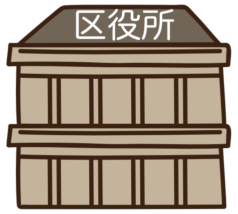


### ③ サービス等利用計画案を作成

相談支援事業所と契約を結び、計画案を作成します。あなたの希望する生活を作るためにどんなサービスがどのくらい必要かなどについて、あなたの意見を伝えながら一緒に考えましょう。

### ④ 計画案を提出⇒受給者証を発行

区役所が計画案に基づきあなたのサービスを決定し、受給者証が送られてきます。サービスを利用する時に必要です。大切に保管しましょう。

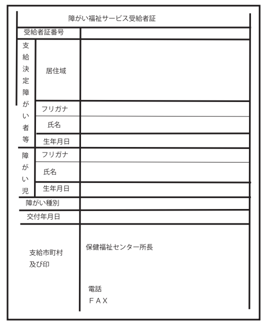

### ⑤ 事業所を選ぶ

決定された内容に基づき、サービスを提供する事業所を選びます。相談支援事業所が事業所を探すお手伝いをします。

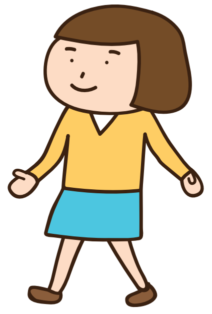

### ⑥ サービス担当者会議の開催 サービス等利用計画の作成

サービスを提供する事業所などと相談支援事業所とで会議を開催します。あなたの希望にそって支援がされるように、あなたの思いや考えをしっかり伝えましょう。会議の内容を踏まえて、サービス等利用計画を作成します。

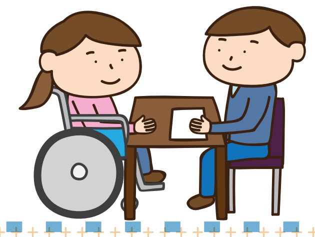

### ⑦ サービスの利用開始

相談支援事業所が事業所との契約やヘルパーの顔合わせに立ち合います。
※申請からサービス開始まで１か月半から３か月程度かかる場合があります。サービスを利用していて困ったことや不安なことがある時は相談支援事業所に相談できます。

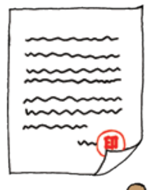

### ⑧ 定期的なサービス利用状況の確認（モニタリング）

定められた期間ごとにお宅を訪問し、あなたからお話を聞いて、サービス利用状況を確認し、必要に応じて計画を見直します。利用しているサービスの変更や更新手続きもお手伝いします。

こまったこと、わからないことは気軽に聞きましょう